

佛教大学大学院紀要「社会学研究科篇」投稿規程

I. 投稿資格

「佛教大学大学院紀要 社会学研究科篇」

- (1) 本学大学院社会学研究科(修士課程・博士後期課程。通信教育課程を含む) 在籍者および修了者、研究員。ただし、本学の専任教員は除く。
- (2) 共著の場合、筆頭執筆者は(1)の規定を満たす者とする。
- (3) 論題申込期間内に投稿申込書を提出した者。

申込期間：7月21日～8月31日

II. 採択

- (1) 「佛教大学大学院紀要 社会学研究科篇」に投稿された「論文」および「研究ノート」等については、査読を行う。
- (2) 大学院紀要社会学研究科篇編集会議(以下、「編集会議」という。)は編集長、編集員(編集長が指名、若干名)で構成する。
- (3) 査読者は編集長が委嘱する。査読者は、それぞれの論文等に対して、2名(指導教員プラス1名)とする。査読者は、原則として社会学研究科の構成教員とする。ただし、論文等の領域によっては、それ以外の教員・研究者に依頼することができる。
- (4) 掲載の可否については、編集会議が決定する。

III. 執筆要領

1. 原稿の執筆

- (1) 原稿は、未発表原稿とする。
- (2) 原稿は、一人1編とする。
- (3) 著述の種類は、「論文」「研究ノート」「翻訳」および「その他」とする。
- (4) 分量は、42字×34行の設定で18枚以内(図・表・写真なども含む)とする。欧文による原稿も同様の枚数とする。

2. 原稿の提出

- (1) 原稿は完成稿とする。
- (2) 原稿は、word等で入力し、EメールまたはCD-R等でデジタルデータをあわせて提出する。
- (3) 投稿論文付票に、論題(英文論題併記)および執筆者名(ローマ字併記)、所属名等所定の必要事項を記入する。英文論題は、編集会議にて修正することがある。
- (4) 原稿は2部作成し、学術支援課提出以外に執筆者の下に1部保管すること。
- (5) 原稿の提出期間は、9月1日～9月30日(休日の場合はその翌日)とする。

3. 原稿の掲載

原稿の掲載順については、編集長が決定する。

4. 原稿の形式

- (1) 原則としてMicrosoft Wordで作成し、縦置きA4の用紙に横書きとし、42字×34行の設定でプリントすること。あわせて、データも提出する。
- (2) 図表は原稿の本文中に組み込んだ状態またはレイアウトを明示し、別に図表のみのデータを添付する。
- (3) 引用文献等は脚注とせず、本文中の該当箇所に通し番号を付し、本文末に「注」とし

てまとめて記す。記載方法は (5) のとおり。

- (4) 投稿原稿には「抄録」（日本語の場合、400 字以内。欧文の場合は 200 語以内）と「キーワード」（5 ワード以内）を付すこと。「抄録」には、論文の目的、主題、方法、結論等を盛り込む。「キーワード」は検索の手がかりとなる内容を示す語として、主として標題および抄録から抽出する。
- (5) 投稿原稿の構成要素および記載順序は次の通りとする。

標 題
著者名
抄 録 （日本語：400 字以内、欧文：200 語以内） キーワード（5 ワード以内）
本 文 設定 42 字×34 行
[注] [参考文献] [付記]（必要のある場合のみ） <div style="text-align: right; padding-right: 50px;">(著者名(ひらがな)・社会学研究科〇〇専攻〇〇課程/修了) (指導教員：〇〇 〇〇)</div>

5. 校正

- (1) 校正原稿の受け渡しは、事務局と落札会社の担当者が行う。
- (2) 執筆者による校正は二校までとし、三校は編集会議において行う。なお、校正は発行日（3月1日）に支障のないよう、可及的すみやかに行わなければならない。

6. その他

- (1) 抜刷は 30 部までを無料とし、それを超える分については執筆者の負担とする。
- (2) 論集はオンラインジャーナルの形式で公開する。
- (3) 抄録の著作権は大学に帰属するものとし、必要に応じて検索サイト等への情報提供が出来るようにする。但し、執筆者が教育・研究目的で利用する場合および将来著作集等を出版する場合には、著作権者（大学）に断りなく利用できるものとする。
- (4) 発行スケジュール等については、その都度、編集会議で定める。
- (5) 本誌に関わる規定に定めのない事項については、編集会議が判断し、判断が困難な場合は、研究推進機構会議にて審議する。
- (6) 本規程の改廃は研究推進機構会議の議を経て、社会学研究科教授会が行う。

IV. 執筆に関する研究倫理と不正防止

- (1) 執筆者は「佛教大学研究倫理指針」を遵守すること。
- (2) 捏造、改ざん、盗用の特定不正行為を行ってはならない。
- (3) 投稿された著述に特定不正行為があると研究公正委員会で認められた場合、該当の著述を本誌から取り下げる措置を行なう。

令和 3 年 4 月 1 日改定